

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年3月14日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 正行
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻村 誠
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569(29)0202(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻村 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,125,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月7日に東海財務局長に提出した有価証券届出書において、一部につき追加すべき事項がありましたので、これを追加するための有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

3【訂正箇所】

訂正箇所には_____を表示しております。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書または最近事業年度の翌事業年度にかかる四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書または最近事業年度の翌事業年度にかかる四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について、平成25年3月7日に提出した有価証券届出書提出日以後、本訂正届出書提出日（平成25年3月14日）までの間において、次の事業等のリスクの追加がありました。将来に関する事項については、本訂正届出書提出日（平成25年3月14日）現在で判断したものであります。

（1）株主による新株式発行の差止め仮処分申立て

当社は、平成25年3月7日開催の当社取締役会において、アクアマジック事業における三重県地区での製造工場及び物流倉庫の建設と土地の取得費用に185百万円、家庭医薬品等販売事業における緊急通報装置の購入に50百万円、顧客獲得の為の支払に50百万円、それぞれ充当する為に必要な資金を調達することを目的として、知多信用金庫並びに当社取締役である山田正行、辻村誠、松本好博、金澤光二、飯田亨及び米津秀二を割当先とする新株式発行を決議しております。

しかしながら、当社株主より平成25年3月11日付で、当該新株式発行を差し止める仮処分命令の申立てが名古屋地方裁判所に行われました。

当社が受け取った新株発行差止め仮処分申立書によれば、当該新株式発行は、当社取締役が、有限会社ヤマショー、山田幸男氏及び山田雄三氏（以下、「申立人ら」といいます。）の持分比率を下げ、現経営陣の支配権維持のために行ったもので、著しく不公正な方法によってなされたものであり、これにより申立人らは不利益を受けるため、新株発行差止め仮処分命令の申立てを行ったとの内容となっております。

今回の申立てについて、現在その内容を精査中ではありますが、当社としましては、本新株式発行は積極的に事業拡大に取り組むことで、持続的成長と収益基盤を構築することを目的として行うものであり、現経営陣による支配権維持目的ではないこと及び本新株式発行による申立人らの持分比率の低下は軽微であることから、本件新株式発行が著しく不公正な方法によって行われるものではないことは明らかであると考えております。したがって、申立ての却下を求めて対応する方針ではありますが、当該新株式の発行が差止めされた場合には、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

以上